

## 「ニザーム製糖」と「スィルプル製紙」の設立(II)

いし 井 いち ろう  
石 井 一 郎

まえがき

- I 「ニザーム製糖株式会社」の設立  
(以上、第21巻第11号)
- II 「スィルプル製紙株式会社」の設立  
(以上、本号)

### 1. 竹材製紙の時代的背景

ハイダラーバードにおける近代的製糖工業の勃興が、(I)で見たとおり、当該産業の全インド的發展過程と時代的に歩調を合わせるものであったと同様に、この藩王国における近代的製紙工業の成立もまた、この産業分野における全インド的状况を反映していた。ただし企業運営面においては、おそらく「ハイダラーバード藩王国的特質」——本稿で試みられているような個別企業の考察を通じて徐々に輪郭を現わすであろう、と予想されるもの——として措定しうるであろうものによって貫徹されていた点は、ニザーム製糖株式会社よりも約1カ年おくれて、1938年11月17日付で設立登記された、このスィルプル製紙株式会社(The Sirpur Paper Mills, Ltd.)の場合も同様であった。

1870年、ポーリー製紙工業(Bally Paper Mills, 本社イギリス)のセランポール(Serampore)工場の発足によって始まったインドの近代的製紙工業の歴史は、大きくは次の3要因によって織りなされてきたといえよう。第1は、主要原料としての国産のサバイ草(sabai)、竹および輸入木材パルプという3者のあいだの、入手可能性、輸送、価格、処理技術などをめぐる問題である。第2は、英本

国ないしインド政庁の諸政策、なかんずくインド原産品買付方策の運営、ならびに輸入関税の問題であり、第3は、国内市場とくに各地域ごとの需要増大の問題である。これらの諸要因が、そこに二つの世界大戦を包含した時代的推移ならびに景気動向のもとで相互に錯綜しながら、巨額資本を必要とする装置産業としての、この部門各企業間の角逐消長を生みだしながら、インド製紙工業を全体として徐々に発展させたのであった(註1)。

スィルプル製紙株式会社は、前稿(註2)で触れたように、竹材を原料とする工場である。製紙原料としての竹材への着眼は、初期設立の諸工場が主として依存していたサバイ草の入手が、次第に困難化したためであったが、竹材そのものの技術的利用可能性は、採算を別とすれば、すでに1900~1904年にインド政府の肝煎りでおこなわれた実験によって知られていた。その後、デーラー・ドゥーン(Dehra Dun)所在の森林研究所(Forest Research Institute)における実験(註3)や、1913年にピアソン(R. S. Pearson)によって政府に提出された竹材資源報告書(註4)によって利用気運が昂まり、1922年には、ベンガルのナイハティ(Naihati)に工場をもつ「インド紙パルプ工業株式会社」(The Indian Paper Pulp Co., Ltd.)が、この原料による生産を開始した(註5)。1925年に成立した「竹材原料紙(保護)法」[The Bamboo Paper (Protection) Act]は、まだ実験的生産段階にあったこ

の工法に保護関説を設け(注6)、1932年の同名法規(注7)が、他の国産原料とならんでさらに竹材利用を促進した。全インドの製紙工場における竹材パルプ使用量は、1931年の5228トンから1938年には1万9281トンに増加し(注8)、一方、全インドにおける紙消費量も、1931～32年の8万2735トンから1936～37年には11万3654トンに増加していた(注9)。1936～37年には、全インド10工場中5工場が竹材パルプのみ、もしくは竹、サバイ草の併用で操業していた(注10)。ニザーム領から程遠くないラージャムンドリ(Rajamundry)には「アーンドラ製紙株式会社」(Andhra Paper Mills Co., Ltd.)(注11)があり、またマイソールおよびトラヴァンコールの両藩王国は、それぞれ「マイソール製紙株式会社」(Mysore Paper Mills, Ltd.)(注12)および「プナルール製紙株式会社」(Punalur Paper Mills, Ltd.)(注13)を発足させていたが、いずれも竹を主原料とするものであった。スィルプル製紙株式会社の設立構想は、このようにして竹が主原料として確立された時代——1924～39年(注14)——という一般状況の下で生みだされたものであった。

## 2. ニザーム領国における具体化

スィルプル製紙株式会社の最初の経営代理人となったのは、前稿(注15)でも述べたようにハイダラーバード建設株式会社である。しかしながら、ハイダラーバード藩王国における製紙工場設立可能性の吟味に着手したのは、上記M. A.ではなくて、ニザーム政府の林野および商工の両部局であった。

「アーディラーバード県(Adilabad District)のスィルプルもしくはマンチェリアル(Mancherial)に紙・パルプ工場を建設することの得失、実現可能性、潜在的可能性を考察する」(注16)下記のような調査報告書が「インド関税委員会」(Indian Tariff Board)に未定稿として提出され、同委員会の助

言・判批、ならびにニザーム政府商工局長コリンズ(B. Abdy Collins)と著者たちとの討論によって修正され、公表されたのは1932年であった(注17)。

“A Report on the Prospects of Paper Manufacture in Hyderabad State by MD. MOULA BAKSH, Conservator of Forests, Eastern Circle and KHAJA NIZAMUDDIN, Paper Expert, Commerce & Industries Department.”

この報告書に寄せた同年2月7日付序文でコリンズは、「ニザーム政府としては、この計画にコミットしてもいず(……in no way committed to the project)、ここに表明された意見に責任をもつものでもなく、特許料賦課とか、その他いかなる点についても検討したことはない」旨の留保をしながら、「この報告書が、ここに盛られた計画の企業的現実化(commercial exploitation)に導くことを希望しつつ、いま公開に付すものである」(注18)としていた。

しかしながら、約2年後に再び「わが藩王国<sup>ニザーム</sup>の、このきわめて将来性ある産業に対して、地元資本家たちが真剣な考慮を払われるよう希望する」という意欲で結んだ序文(G. A. MAHAMADI, Director, Commerce and Industries Departmentによる1935年1月14日付のもの)を付して、増補・改訂されたこの報告書の第2版が公開された(注19)という事実は、この間に会社設立についての具体的始動がなかったらしいことを物語っている。

ところで、コリンズが序文で述べた「留保」と、はじめ報告書が未定稿のままインド関税委員会に提出された事実とを勘案すると、ニザーム領での製紙工場建設というプロジェクトへの瀬踏みが、ニザーム政府——主体としての——においてすらも全く自主的かつ独立的に生みだされたアイデアではなく、既述のような全インド的一般情勢を

背景として、外部から誘発された調査活動であったと考えざるをえない。M・M・バクシュとK・ニザームッディンとによる調査の開始時点は明らかでないが、1931年に公刊された『製紙および紙パルプ工業への保護供与にかんするインド関税委員会報告書』では、すでにニザーム領での工場建設提案に触れて、「事前調査はまだ完了していない」としながらも、同時にインド関税委員会には、かなり詳細なデータが得られていることを具体的に記述していた<sup>(注20)</sup>。これはバクシュとニザームッディンによる上記の未定稿に基づく。このようにして、このプロジェクト構想の少なくとも途中経過においては、インド政庁あるいはインド関税委員会側とニザーム政府側との交流が見られるのであるが、構想の淵源に遡ると、後者の側には前者が開陳していたような具体的意志表示を見出すことは困難である。

では誰が——ハイダラーバード側にあつて、このような一般情勢を感知しつつ、中央政府とのあいだを架橋したと考えられるだろうか？ 公式文書による裏付けはなし得ないが、「……製紙計画の発起、……(etc.)……がすべて」「……彼のイニシアティブと疲れを知らぬ活力とに基づく」<sup>(注21)</sup>と人物紹介がなされているように、それは前出のB・A・コリンズであったと考えられる。彼は1904年の来印らしい、I. C. S. 官僚としてベンガル、ビハール、オリッサの行政に23年間従事し、1927年ニザーム政府の商工局長に就任した<sup>(注22)</sup>。ちなみに21歳のハイダラーバード人カージャー・ニザームッディンが、「製紙専門技術者」としてニザーム政府商工局に雇用されたのも1927年11月24日からであったが<sup>(注23)</sup>、雇用関係をめぐるとこの2人との間の経緯は詳らかでない。他の1人、M・M・バクシュはラージプータナのトーンク(Tonk)藩王

国出身で、K・ニザームッディンよりも23～4歳年長であり、ニザーム政府への出仕も1916年からであったが、製紙業調査への参画は、おそらく彼が林業専門家として長く林野保全の衝にあたってきた<sup>(注24)</sup>がためと考えられる。けっきょく、このプロジェクト調査のリーダーシップは、広い経験——それは、そこにすでに在来工法だけでなく竹パルプ製紙工場をも成立させていたベンガル地域での、長期の足跡を含む——を持つB・A・コリンズによって執られたのだとするのが自然であろう。

英領インド勤務からハイダラーバード藩王国に転出したコリンズは、ニザーム政府から「3カ年の勤務延長許可がなされ」<sup>(注25)</sup>、ほぼ1933年はじめに退職したと考えられる<sup>(注26)</sup>。後任の商工局長はナワープ・ライス・ジャン・パハードゥル<sup>(注27)</sup>、これに次ぐ地位にあつたのがG・A・マハマディ(1935年版報告書の序文署名者)であった<sup>(注28)</sup>。

マハマディ序文の日付である1935年1月14日以降のいずれの時点で、製紙工場プロジェクトが、ハイダラーバード建設株式会社の「真剣な考慮」対象となってきたかは判然としない。しかしハイダラーバード建設株式会社の設立登記したが、1934年12月24日付である以上、上記の日時から少なくとも相当の期間が経過していなければならない。ハイダラーバード建設株式会社がI. T. F. の「代理人」として、ニザーム製糖株式会社の実質的なM. A. 業務に手を染めたのは、既述のように1937年10月17日以降であり、同製糖工場の試験操業開始は1938年3月3日であった。一方、1938年11月17日というスィルプル製紙株式会社の設立登記から遡及して、この製紙会社の具体化までに要した準備期間を仮に1カ年とした場合、これはハイダラーバード建設株式会社によるニザーム製糖株式会社の実質的経営引受けと、ほぼ重なる

る時期となる。したがって、新製紙会社の目論見書が自から以下に述べるような、ハイダラーバード建設株式会社による吟味・検討への着手は、いずれにせよ、ニザーム製糖株式の代理M. A. 承諾と、さして隔たらぬ時期であったと考えられる。

曰く「……(略)……。このような次第で、ハイダラーバード建設株式会社は、政府部局によって実施された調査結果を綿密にチェックし、かつ技術的・経済採算的側面をさらに細目まで研究することによって、将来見込みの検討に乗出した。建議の作成、完全な計画の描出、製造原価の推計、当該企業の将来可能性の予測などには、考えられる最高の専門家による助言がえられた。……(略)……」(注29)。

プロジェクトの現実化にハイダラーバード建設株式会社が乗出して、新会社を軌道に乗せるまでには、もちろん他のさまざまな要因が働いたはずである。そして、そのような過程の考察は、一つの重要問題——なぜハイダラーバード建設株式会社が乗出した(またはニザーム政府が同社に乗出させた)のか?——に対する、ある程度の回答を透視させるものかもしれない。そこで以下、新会社の人的・資金的構成その他の諸側面を観察しよう。

### 3. ニザーム政府の助成

最大の注目を惹く事項は、同社の設立から操業までの多岐にわたる段階で、ニザーム政府の助成が滲透していることである。

まず政府による資本参加がある。発足時における同社の授權資本は、1000万 O. S. ルピーで、1株額面100 O. S. ルピーのもの計10万株から成立していた(注30)。当初発行分は普通株4万5000株、すなわち額面合計450万 O. S. ルピーであったが、このうち7500株、すなわち75万 O. S. ルピー分がニザーム政府によって引受けられた(注31)。他の応募

者は次のとおりである(注32)。①ハイダラーバード建設株式会社が5000株、すなわち額面50万 O. S. ルピー、②ハイダラーバード建設株式会社の縁故者および取締役たちが1万5000株、すなわち額面150万 O. S. ルピー、③ニザーム政府の「後見局」(Court of Ward Department)(注33)が、被後見者用として1900株、すなわち額面19万 O. S. ルピー、④そして残余の1万5600株、すなわち額面156万 O. S. ルピー分が一般公募に付された。払込みは、申込み時10 O. S. ルピー、割当時15 O. S. ルピー、そして残りは25 O. S. ルピーずつ3回の分割請求予定で、応募期間は1939年2月14日～3月12日とされていた。なおニザーム領外からの応募については、通貨レートの変動にかかわらず、O. S. Rs. 100=B. G. Rs. 116-8-0 という一律換算で受けるとされた(注34)。

なお使途は次の資金計画によっていた。①機械・プラント、385万 O. S. ルピー、②運転資金、60万 O. S. ルピー、③予備費、5万 O. S. ルピー(注35)。

資本参加は当然に経営参加を意味する。新会社の取締役は6～20人(注36)とされていたが、ニザーム政府は、このうち持廻り就退任も資格株(100株)の保有も義務づけられぬ「政府代表取締役」(Government Director)を2人任命する権限をもった(注37)。なおハイダラーバード建設株式会社は、やはり同上の義務を免ぜられた2人の「M. A. 代表取締役」(Managing Agents' Director)の任命権をもった(注38)。ちなみにM. A. は、額面25万 O. S. ルピーを下廻らぬ新会社株式の保有義務を課されていたが(注39)、実際には上述のように、この下限に倍する株式が、ハイダラーバード建設株式会社によって引受けられていた。

ニザーム政府はまた、新会社に対して、アーデラーバード地域での紙・パルプ製造の独占権の

ほか、同県のガーラペット (Garlapet) およびカダ  
ンバ (Kadamba) の 2 地区 12 万 3000 エーカー (うち  
3 万 6000 エーカーに竹材が豊富であった) のリース、  
および竹材採取の独占権を与えた<sup>(注40)</sup>。特許料は  
竹 1 トンにつき 3.5 O. S. ルピー、期間は第 1 次分  
として 30 年であったが、さらに 30 年間の更新を妨  
げず、とされていた。上記特許料は、年間 2 万 5000  
O. S. ルピーを下限とするという条件つきであっ  
たが、この条件も、操業開始後 3 カ年間は適用除  
外とされていた。政府はまた、もし必要な場合  
には、それ以上の地域に対する権利供与にも同意  
していた。このようにして竹材の工場渡し価格は、  
採取費・運賃および特許料の合計で 11 O. S. ルピー、  
すなわち 9.5 B. G. ルピーになると見込まれて  
いた。また水<sup>(注41)</sup> および石灰岩<sup>(注42)</sup> について  
は、特許料なしで、利用・採掘権が認められた。  
ちなみに石炭は、当時まだベスト・アンド・カン  
パニー (Best & Co.) の傘下にあったシンガレニ炭  
坑株式会社のベラムパリ (Bellampalli) 坑——ス  
イルプルから鉄道で 35 マイル——から、工場渡し  
トン当たり B. G. 5 ルピー 2 アンナでの供給契約が  
成立していた<sup>(注43)</sup>。

これらの他に、つぎの特典も付与されていた  
<sup>(注44)</sup>。(1)工場建設期間中、あらゆる建設資材に対  
する輸入税の免除。(2)製紙用原料(化学薬品・潤滑  
剤・燃料油など)に対する輸入税免除。(3)新社の製  
品に対する輸出税免除。(4)政府による新社製品購  
入の約束。すなわち価格が妥当であり、かつそれ  
らの種類が新社によって生産されるかぎり、ニザ  
ーム政府消費用の紙類は、すべて新社製品を購入  
することが承諾されていた。

以上のような諸特典や立地上の利点をもつこの  
工場の収益性は、次のように見込まれていた。情  
況を精密に研究したカルカッタのオールコック

(Mr. W. J. Alcock)<sup>(注45)</sup> による算定原価はトン当  
たり 268 ルピーであり、これはニザーム領内への  
供給にかんするかぎり、平均鉄道運賃込みで、1  
重量ポンド当たり 1.92 アンナであった。また領外  
での販売分については、トン当たり 150 ルピーの  
利益が予想され、かくして年間純利益は約 90 万ル  
ピー、諸積立金を控除の後、年率約 10% の配当が  
可能であろう、とされた。

#### 4. 経営代理人契約その他

会社とハイダラーバード建設株式会社との M.  
A. 協定は、設立登記から約 3 カ月後の 1939 年 2  
月 12 日付であって、つぎの諸項目を内容としてい  
た。(1)任期は、会社成立の日から向う 30 年間とす  
る。ただし再任を妨げない<sup>(注46)</sup>。(2)ハイダラーバ  
ード建設株式会社が M. A. であるかぎり、額面 25  
万 O. S. ルピーを下廻らぬ株式保有義務をもつ  
<sup>(注47)</sup>。(3)報酬は年間純益の 10%、ただし年間 1 万  
2000 O. S. ルピーを下限とする<sup>(注48)</sup>。(2)取締役 2  
人の任命権(前述)。(5)会社解散の場合には、それ  
に先立つ 3 年間の平均年間手数料の 3 倍が支払わ  
れる。ただし M. A. の不手際による場合は別<sup>(注49)</sup>。  
(6)M. A. に委された経営権は、ニザーム政府とス  
イルプル製紙株式会社の取締役会との承諾なしに  
は、他へ移転しえない<sup>(注50)</sup>。(7)M. A. は 1 カ年の  
事前通告期間をおいて辞任しうる<sup>(注51)</sup>。(8) [M.  
A. の機能、権限等については特記すべき事項が  
ないので省略。]

上記で注目されるのは、ニザーム製糖株式会社  
の M. A. であったダンラージギールへの場合と同  
様の、M. A. 権の移転に対するニザーム政府の干  
与であるが、これは当社スイルプル製紙に対する  
多面的な政府助成を見れば当然である。

「最初の取締役」は次の人々であった<sup>(注52)</sup>。

#### 1. Nawab Salarjung Bahadur<sup>(注53)</sup>。

2. ニザーム 政府財務相（職権による政府代表取締役）
3. 同政府歳入・商工相（同上）
4. Sir Rahimatoola Chinoy（ボンベイ）<sup>(注54)</sup>。
5. Chunilal B. Mehta（ボンベイ）<sup>(注55)</sup>
6. Major E. W. Slaughter（「ニザーム領国鉄道」総支配人）<sup>(注56)</sup>
7. Raja Bahadur Ram Dave Rao（Wanaparthay Samasthan）<sup>(注57)</sup>
8. Khan Bahadur Ahmed Alladin<sup>(注58)</sup>
9. Rai Bahadur Srikishan（地主、金融業、シカンダラーバード市）<sup>(注59)</sup>
10. Bunketlal Gopikishen（Rai Saheb Ramdayal Ghansiram）（金融業、ハイダラーバード市）<sup>(注60)</sup>
11. C. Vittal Rao（ハイダラーバード建設株式会社取締役。職権による M. A. 代表取締役）
12. Mir Laik Ali（同上。職権による M. A. 代表取締役）

M. A. 任命の 2 人の取締役が、上記のように C・ヴィタル・ラーオとミール・ライク・アリーであって、A・K・バブ・カーンではなかったことも、ニザーム製糖株式会社の場合と類似の現象であった。これはハイダラーバード建設株式会社の業務拡大過程が、つぎのことを——すなわち A・K・バブ・カーンとミール・ライク・アリーとの相対的支配力における、前者の減退と後者の強大化とを——端的に随伴させていたことを示している。なお上記の取締役中、ラージャー・バハードゥル・ラーム・ダーヴェ・ラーオと、ブンケトラール・ゴーピーキシエンの 2 人も、ハイダラーバード建設株式会社の取締役であった。

取引銀行その他は次のとおりであった。

〔取引銀行〕

1. The Imperial Bank of India
2. The Central Bank of India  
〔監査役〕  
S. B. Billimoria & Co., Bombay.  
〔法律顧問〕  
1. Mr. Nadirsha B. Chenoy, Advocate  
(Secunderabad)  
2. Mr. Abdul Hasan Syed Ali, Advocate  
(Hyderabad)  
〔登記上の本社〕  
Abid Road, Hyderabad.

機械はスウェーデン、イギリス、アメリカ等の製品であったが、1940年1月頃から部分的に到着しはじめていた。しかし戦争下の劣悪な海運事情のため、見通しもたてにくい状況にあった<sup>(注61)</sup>。住居、工場給水施設の建設は順調であったが、工場建物は、ターター製鉄からの鉄鋼供給の遅延のために進捗しなかった<sup>(注62)</sup>。スウェーデン製プラントの一部が、ロシア、イラン経由、すなわちバクーからカスピ海横断<sup>(注63)</sup>で到着したのは、1942年3月20日および4月14日であった<sup>(注64)</sup>。生産開始は、ほぼ1942年4月<sup>(注65)</sup>からであって、同年6月30日までに3カ月間操業し、10万 O.S. ルピーの減価償却実施ののち、12万 O.S. ルピー余の純益を計上した。しかし配当はおこなわず全額が繰越された<sup>(注66)</sup>。

翌1943年6月30日〆切りの決算においては210万 O.S. ルピー余の純益が計上され、4%の特別配当もつけて、4カ年近くにわたる株主の期待に報いた<sup>(注67)</sup>。1944年6月期においては、純益359万 O.S. ルピー余、普通配当12%、特別配当6%、計18%であった<sup>(注68)</sup>。かくして当社の業務は完全に軌道に乗ったのである。

しかし当社の M. A. 側では別の困難が生じてい

た。すなわち、その後、生産規模拡大計画、1945年11月15日の臨時株主総会の特別決議による授權資本増枠などを経て、ハイダラーバード建設株式会社側の当社資金調達不能という事態が生じ、1949年9月5日付すなわち「ボリス・アクション」の約1年後に、M. A. 権は結局 I. T. F. に移管された<sup>(注69)</sup>。しかし I. T. F. は、ここでもハイダラーバード建設株式会社を自らの代理人 (Representatives) に任命したのである。ともかくスィルプル製紙株式会社は、発足時におけるニザーム政府への株式割当てを超えて、さらに同政府に資金的に大きく依存していったが、このような傾向は、つぎに示すように、すでに初期段階からその兆候を見せていた。すなわち1940年1月26日の取締役会決議は、M. A. に対して I. T. F. から150万 O. S. ルピーを限度として借入れをおこなう権能を認めた。年利4%、スィルプル製紙の会社資産が一番抵当、という借入条件であった。同種の決議は、引続き1941年8月30日付、1942年3月22日付でもおこなわれ、I. T. F. からの借入総額は315万 O. S. ルピーに上った。これらは1943年5月25日までは皆済されたが、M. A. 側代表者であるミール・ライク・アリーが、I. T. F. 資金に依存して新会社の業務を推進した点は、ニザーム製糖株式会社の場合と同様であったと言わねばならない。

ハイダラーバード建設株式会社は、これまで考察してきたかぎり<sup>(注70)</sup>、その創設事情においても、その後の「建設」兼「興業」会社機能においても、単なる“business enterprise”と言うよりも、「ニザーム体制」——この精密な概念じたいが未確定であるが——の内発的所産として理解するのが適当であろう、と考えられる。スィルプル製紙株式会社の場合、ニザーム領における当該事業の可能性検討、青写真作成段階までは、政府に

よるある種の特典供与は別として、「経済的採算」の検討である以上、政府からの借入れへの依存は、前提としていなかったと思われる。しかしハイダラーバード建設株式会社に事業推進が託されてから間もない時期に、I. T. F. 資金への依存想定が生じていた。このような事実は、本稿ですでに提起していた問題、「なぜこの事業にハイダラーバード建設株式会社が乗出したのか——ニザーム政府がなぜ同社に乗出させたのか」ということに対する部分的回答を示唆するものかもしれない。いま便宜上、新会社設立登記日である1938年11月17日から起算して、上記の1940年1月26日までの1年2カ月ほどの期間に、新製紙工場実現化上、①なんらかの客観情勢変化（第二次大戦の勃発は別として）が生じていたかも知れない。もしくは、②ハイダラーバード建設株式会社側における見込み違いの露呈があったかも知れない。しかし、これら①②とも確認しがたい。

したがって、このような留保の上にてであるが、つぎのような推測が可能ではなからうか。すなわち M. A. としてのハイダラーバード建設株式会社は——つまり実質的意思決定者であると思われるミール・ライク・アリーは——、ニザーム政府と同社ならびに自己の密接な関係への自覚のもとに、「政府がらみならば、この紙工業に着手」と決断したのであろう、と。そしてニザーム政府側には、この裏がえしの論理が働いたであろう。すなわち「民間企業的形式をまといながら、政府政策推進ツールとしての性格を兼備するハイダラーバード建設株式会社に、この事業を手がけさせよう」と。I. T. F. からの借入権能の承認という事実は、上記「政府がらみ」の、ひとつのシンボルではなかったらうか。スィルプル製紙株式会社の「最初の取締役」の多彩な陣容も、人選の個別的経緯に

については職権取締役たちを除いて不明であるが、M. A. としてのハイダラーバード建設株式会社の周辺群像を超えた、拡がりとお興行きとを持つと考えられる。換言すれば「ニザーム政府がらみの事業」ということでの諸人士の動員ではなかったろうか。ともあれ、ニザーム政府—I. T. F.—ハイダラーバード建設株式会社—スィルプル製紙（およびニザーム製糖）、という系列に流れていたと見られるある種の意思は、おそらくこれまで未考察の他の若干企業にもある程度共通していたであろう。そのようなものの輪郭描出の試みは、これを他日に期さねばならない。

（注1） インドの近代的製紙工業の歴史については次を参照。

*Report of the Indian Tariff Board on the Grant of Protection to the Paper and Paper Pulp Industries*, Delhi, Manager of Publications, 1938, pp. 1-10; Govt. of India, Department of Industries & Supplies, *Report of the Panel on Paper, Pulp, Board and Chemical Cotton Industries*, n. d. (ただし、言及および統計数字は1944年11月まで); Bagchi, Amiya Kumar, *Private Investment in India 1900-1939*, London, Cambridge Univ. P., 1972, pp. 391-419.

（注2） 拙稿「ハイダラーバード建設株式会社の設立と運営(II)」(『アジア経済』第21巻第10号 1980年10月) 90ページ。

（注3） Bagchi, *op. cit.*, p. 395.

（注4） Pearson, R. S., "Note on the utilization of bamboo for the manufacture of paper-pulp," in *Indian Forest Records*, Vol. 4, Part 5 (Calcutta, 1913). 彼は林業経済学者で、1909年にインド政府から調査を委嘱されていた。Bagchi, *op. cit.*, p. 395.

（注5） *Ibid.*, p. 396.

Govt. of India, *Report of the Panel on Paper, Pulp, ……*, p. 1.

（注6） 保護の要求は、最初1923年6月に Indian Paper Makers' Association から提出され、これを受けた Indian Tariff Board の報告書が1925年2月にインド政府に出されて、保護の原則が承認された。すべ

ての紙類に対して一律15%の収入関税を課していた当時のインドには、既設9、計画2、の製紙工場があり、主要国産原料はサバイ草であった。しかしサバイ草依存の工法は前途有望ではなく、インドの長期的な製紙業発展のためには竹材パルプが適切だという観点から、Indian Tariff Board は、後者の工法による会社 (Indian Paper Pulp Co. 1社) に資金援助を与えることを提案したが、政府の容れるところとならなかった。結局、The Bamboo Paper Industry (Protection) Act は、1932年3月31日までに期限として、全印刷用紙（木材パルプ含有率65%以下のもの）および全筆記用紙に対して保護関税を与えた。Report of the Indian Tariff Board on the Grant of Protection to the Paper and Paper Pulp Industries, pp. 1-2; Bagchi, *op. cit.*, pp. 396-399.

（注7） The Bamboo Paper Industry (Protection) Act of 1932. この法律は、保護対象を、木材パルプ含有率65%以下から70%以下に変更した。また輸入パルプに対して、トン当たり45ルピーの保護関税を課したが、これに1931年11月から賦課されていた超過収入関税が加算されて、実際にはトン当たり56.25ルピーになった。なおオッタワ協定の結果、The Indian Tariff (Ottawa Trade Agreement) Amendment Act (xxv of 1932) によって、特定紙類の収入関税が30%、ただしイギリス産品については20%とされた。Report of the Indian Tariff Board on the Grant of Protection to the Paper and Paper Pulp Industries, p. 3; Bagchi, *op. cit.*, p. 402.

（注8） 同期間にサバイ草パルプは9049トンから1万1510トンに、他の国産原料は5992トンから7919トンに増加した。これに対して輸入パルプは、2万81トンから1万976トンに減少した。Report of the Indian Tariff Board on the Grant of Protection to the Paper and Paper Pulp Industries, p. 9.

（注9） Govt. of India, Department of Industries & Supplies, *Report of the Panel on Paper, Pulp, ……*, p. 4; Report of the Indian Tariff Board on the Grant of Protection to the Paper and Paper Pulp Industries, p. 75.

（注10） Report of the Indian Tariff Board……, p. 75.

（注11） 1924年発足、1925年当時、Carnatic Paper Mills Ltd. の名で工場建設中であった。1929年1月14



日この社名に変更。1931~37年休止。1938年再建。1964年 Andhra Pradesh Paper Mills Ltd. となる。Govt. of India, Department of Industries & Supplies, *Report of the Panel on Paper, .....*, p. 2; Bagchi, *op. cit.*, p. 408; Govt. of India, Department of Commercial Intelligence and Statistics, *Joint Stock Companies in India 1943-44, 1944-45 and 1945-46*, p. 151; "Paper," *Kothari's Economic and Industrial Guide of India 1973-1974*, Madras, Kothari & Sons, p. 8.

(注12) 1936年5月20日設立登記。1937年9月から一部の試験操業に入っていた。The Mysore Paper Mills, Ltd., *Report of the Directors for the Year ended 30th September 1938*.

(注13) 1931年9月9日設立登記。旧 Meenakshi Paper Mills Co. を操業中のまま購入したもの。発足時の M. A. は M/S A. V. N. & Co. 新旧経営者ともにチェティア。The Office of Registrars of Companies, Travancore, 所蔵同社資料。

(注14) 次のものでは、インド製紙業を3期に時代区分する。第1は1924年~1939年であり、第2は1940年~1950年における第2次大戦、紙の輸入停止、戦後ブームの時代であり、第3は1951年~1965年で、プランニングそして長足の発展の時代である。"Paper," *Kothari's Economic and.....*, p. 1.

(注15) 拙稿「ハイダラーバード建設株式会社の設立と運営(II)」。

(注16) 後述する報告書の増補・改訂版(1935年刊) p. 1による。

(注17) 筆者は、この1932年版を披見しえていない。ニザーム政府から、定価 O. S. Rs. 2-8-0 で販売に供されていた。The *Classified List of Officers of the Civil Departments of H. E. H. the Nizam's Government: Corrected up to 1st Khurdad 1343F. (5th April 1934)*, Hyderabad, Government Central Press, 1935, Appendices, List of Publications, p. XVII, 参照。

(注18) 後述する増補・改訂版(1935年版)における "Forward to the 1st Edition" による。

(注19) H. E. H. the Nizam's Government, Commerce and Industries Dep. Bulletin No. 4 (New Series), *A Report on the Prospects of Paper Manufacture in Hyderabad State*, by MD. MOU-

LA BAKSH, Conservator of Forests, Eastern Circle and KHAJA NJZAMUDDIN, Paper Expert, Commerce & Industries Department, Second Edition (revised and enlarged), Hyderabad, Government Central Press, 1935, 71 p. これは、1932年公表の原報告書に対して改訂がなされたほか、1933年はじめに出された独立の "Supplement" と、新しく加えられた "Supplement No. 2" とを含む。同報告書 "Forward to the 2nd Edition" 参照。

(注20) 同上報告書(1935年版) p. 71に、次の標題をもって再録されている。Extract from, "Report of the Indian Tariff Board on the Grant of Protection to the Paper and Paper Pulp Industries, 1931," (Page 52, Chapter IV), Future Developments. 内容は次のとおり。

われわれの注目を惹いてきた他の一つの企画として、ニザーム大殿下領国の Adilabad Districtに、紙・パルプ工場を建設しようという提案がある。事前調査はまだ完了していない。ニザーム大殿下政府は、この計画を専門家に吟味・検討させるという問題を考慮しており、したがって未だ固まっていまいと考えられねばならぬが、しかしわれわれのところには、その将来に関する若干の指標を与えるに充分詳細なものが提出されている。提案は、年産5000トンの製紙工場の建設である。工場用地として選定された場所から14マイル以内に、いくつかの竹林地域があり、かなり詳細に調査がおこなわれてきた。これらの竹林地域は、3年毎に交替伐採するとして、年収量が生竹で約2万5000トンとなろう。これは、かりに3年交替では短かすぎることが判った場合でも、年間供給量1万2000トンを工場に確保するに充分である。伐採原価と工場への輸送費とでトン当たり約16ルピー、すなわち林野局の提案する特許料込みで23ルピーと見積られている。この価格は、他の工場が供給されているものと比較して、けっして不利ではない。良質の水を充分うるのにも何の困難もない。石炭は Singareni Collieries Co. の Bellampalli 坑か、Central Provinces の Bellarshah 炭坑の、どちらからでも得られ、両方とも容易に近づきうる距離にある。現在の石炭価格および運賃をもってすれば、工場渡し価格はトン当たり Rs. 6-6-0 ないし Rs. 7-4-0 である。充分な量の竹材供給と、炭田への近さという、この両方とも、計画の発足に際して大きな利点となる。そして、それが完成の暁には——もっと

も、それは財界 (financial interests) に対して十分な誘因が与えられるならばのことであるが——十分に成功の見込みがあろう。過去6年間の事業の結果、この産業の基盤が確固たるものになってきた、というわれわれの確信は、竹材パルプの将来性への信頼増大を示すこのような徴候によって、いっそう強まるのである。

(注21) Mudiraj, K. Krishnaswamy, comp., *Pictorial Hyderabad*, Vol. II, Hyderabad, The Chandrakanth Press, 1934 p. 365.

(注22) *Ibid.*, p. 364.

(注23) *The Classified List of Officers of the Civil Departments of H. E. H. the Nizam's Government: Corrected up to 1st Khurdad 1343F.* (5th April 1934), pp. 74-75.

(注24) 彼はオックスフォードで教育を受けた林業専門家であり、『ニザーム政府職員録』によって1920年代のいくつかの時点で見ると、常に“Forest Department”勤務であった。*The Classified List of Officers.....: Corrected up to 5th April 1920* pp. 90-91; .....: *Corrected up to 6th October 1924*, pp. 84-85; .....: *Corrected up to 6th October 1926*, pp. 62-63.

(注25) Mudiraj, *op. cit.*, Vol. II, p. 365.

(注26) *Ibid.*, p. 365では、まだこの職にあるものとして扱われているが、*The Classified List of Officers of the Civil Departments of H. E. H. the Nizam's Government; Corrected up to 1st Khurdad 1343 F.* (5th April 1934) ではすでに退職している。後任者ライス・ジャンの就任は、1933年3月30日。

(注27) *The Classified List of Officers.....: Corrected up to 5th April 1934*, pp. 14-15.

(注28) *Ibid.*, pp. 74-75.

(注29) The Sirpur Paper Mills Ltd., 1939年2月12日付「目論見書」“Investigating and Prospecting”の項参照。本文中で省略した前段および後段の部分は次のとおりである。

前段：[計画は最初ニザーム政府によって企てられ、M・バクシュとK・ニザームッディンとが当事者であったことを述べたのち] 広汎な調査が実施されて、竹林の正確な分布面積・エーカー当たりの竹の本数・竹の重量ならびに生え替り期間などが確定された。さらにまた、スィルブル地域から運んだ開花竹および非開花竹の双方についての綿密な実験が、デーラー・ドゥーン所在のインド政府森林研究所でおこなわれ、優

秀な品質の紙がつくり出された。これらの実験の結果、パルプの収量および品質は、技術面でも経済採算面でもきわめて満足すべきものであることがさらに確実となった。

後段：状況の精密な研究をおこなったカルカッタのMr. J. オールロックは、確信をもって次の見解を述べている。「工場は、その製品を、インドだけではなくビルマ、海峽植民地、およびセイロンに売捌くことにも、十分に成功の見込みがあろう。」

(注30) 同社「基本定款」。なお授權資本を2000万O. S. ルピーまで増額しうる、ニザーム政府のライセンスが与えられていた。1939年2月12日付、同社「目論見書」。

(注31) 同社「付属定款」第117条。なお同上「目論見書」は、ニザーム政府はこれ以上にも応募の気構えを示している、と付加していた。

(注32) 同上「目論見書」。

(注33) ジャーギールダールの病氣・廃疾等によるエステートの管理不良や、後継ジャーギールダールが未成年などの場合、この政府部局が当該エステートを後見管理した。詳細は拙稿「ハイデラーバードのジャーギールダール制——前近代的土地保有とその廃棄——(I)」(『アジア経済』第10巻第4号 1969年4月) 56~57ページ。

(注34) したがってO. S. Rs. 10の申込金は、B. G. Rs. 8-10-0とされた。同上「目論見書」。

(注35) 同上「目論見書」。

(注36) 同社「付属定款」第116条。

(注37) 同上 第117条。

(注38) 同上 第118条。「M.A. 契約書」第9条。

(注39) 同上「M.A. 契約書」第1条。

(注40) この時点で、竹林は工場予定地から10~12マイル以内に面積3万6000エーカー余とされ、竹材はエーカー当たり平均4.5トン、合計16万5000トン、さらに近傍の鉄道沿線に8万エーカー、約30万トンの蓄積が見積られていた。5年毎の更新という計算では、最も近い地区のみで年間3万1千トンと見積られ、したがって工場は、その地区のみに依存した場合においても、年間1万~1万2000トンの紙の生産が可能であり、もし近傍地域を加えるならば、この何倍にも生産増大が可能であろうと見込まれていた。同上「目論見書」“Raw Materilas”の項参照。

(注41) 日量100万ガロンを少し超える高純度の水が必要とされたが、工場から2マイル未満の距離にあ

る Wardha 河から150万ガロンが確保された。なお工場からさらに近い支流 Malni Nalla から、一層低コストで同量の取水をしようとする別案が考慮されていた。同上“Raw Materials.”

(注42) 鉄道で11マイルの距離に、良質石灰岩の大きな山が発見されていた。同上“Raw Materials.”

(注43) 同上“Raw Materials.”

(注44) 同上「目論見書」“H. E. H. the Nizam's Government's Patronage”の項参照。

(注45) 上記(注29)参照。

(注46) 同社Managing Agency Agreement, 第1条。

(注47) 同上 第1条。

(注48) 同上 第2条(a)。

(注49) 同上 第12条。

(注50) 同上 第6条。

(注51) 同上 第13条。

(注52) 同社「付属定款」第119条。

(注53) 本稿(I)(注1)参照。なお, Mudiraj, *op. cit.*, Vol. II, pp. 226-227.

(注54) 1882年2月11日ボンベイ生まれ。1937~38年度インド商工会議所連合会頭(President, Federation of Indian Chambers of Commerce and Industry)等の諸要職を歴任。F. M. Chinoy & Co. の会長ほか諸会社の取締役を兼ねる。これらの企業の中には、ハイダラーバード藩王国とも関係の深い Associated Cement Companies Ltd. や、新会社の取引銀行の一つである Imperial Bank of India も含まれていた。*The Indian Year Book & Who's Who 1937-38*, Bombay, Bennett, Coleman & Co., Ltd., pp. 911-912.

(注55) 1888年生まれ。ボンベイ銀行家協会会頭(President, Bombay Shroffs Association)等を歴任。Chunilal Mehta & Co., Ltd. の Managing Director 他、各社の取締役。Ibid., pp. 959-960.

(注56) のちニザーム政府商工相顧問。ゴードーヴァリー河谷工業化計画の発案者と言われている。拙稿「ハイダラーバード建設株式会社の設立と運営(II)」(本誌第21巻第10号 1980年10月)98ページ注14。

(注57) Wanaparthi Samasthan は、面積400平方マイル、村落数150、1936年当時歳入80万 O. S. ルピー余、総人口8万余を擁する有力 Samasthan であった。彼は1922年に歿した同 Samasthan の Maharaja Rameshwar Rao の息子であるが、彼の甥 Raja Rameshwar III が当主となっていた。Mudiraj, *op.*

*cit.*, Vol. II, pp. 621-632, とくに Raja Ram Deve Rao については p. 632; *The Illustrated Hyderabad State's Directory 1936*, Part the Second, p. 37; 拙稿「ハイダラーバードのジャーギールダーリー制(I)」50~52ページ。

(注58) 本稿(I)(注54)参照。

(注59) 祖父 Sait Shubakaran Sri Ramji の代に、ジョードブル藩王国ナーゴールから Rajura (ニザーム領, アーディラーバード・ディストリクト) 在住を経て、シカンダラーバードに移住してきたマルワリ。家業は M/S Shuba Karan Sri Ram と称した。Mudiraj, *op. cit.*, Vol. II, p. 504.

(注60) 曾祖父に当たる Seth Mothiram が、ジョードブル藩王国から1872年ハイダラーバード市に移住してきたマルワリ。祖父 Ghansi Ram (1927年死去) が、インド政府ならびにニザーム政府の Contractor (とくに excise 関係の) として、ニザーム領内の阿片取引に手を染めるかたわら、金融業、貴金属業を営んで大をなした。Bunketlal は、Ghansi Ram の養子(Ghansi Ram の従弟) Gopi Kishen の長子で家督継承者。1939年当時、約30歳。Mudiraj, *op. cit.*, pp. Vol. II, pp. 499-500.

(注61) 同社, *Annual Report 1939-40*, “Directors' Report”

(注62) Ibid.

(注63) 同社, *Annual Report 1940-41*, “Directors' Report”

(注64) 同社, *Annual Report 1941-42*, “Directors' Report”

(注65) 原文, “.....from about the beginning of April this year.....,” *Annual Report 1941-42*.

(注66) Ibid. なお純益は, O. S. Rs. 121, 645-0-7.

(注67) 同社, *Annual Report 1942-43*, “Directors' Report.” 純益は, O. S. Rs. 2, 104, 233-3-1.

(注68) 同社, *Annual Report 1943-44*, “Directors' Report.” 純益は, O. S. Rs. 3, 590, 991-2-0.

(注69) 同社 *Annual Report 1948-49*, “Directors' Report”; The Hyderabad Construction Co., *Annual Report 1949*. なお, 1953年3月21日をもって, M. A. 権は I. T. F. から更に Birla Bros. Ltd. に移された。

(注70) 拙稿「ハイダラーバード建設株式会社の設立と運営」(I), (II)。

(アジア経済研究所研究主幹)